

# 合志市地域公共交通利便増進計画策定支援業務委託仕様書

## 1. 件名

合志市地域公共交通利便増進計画策定支援業務

## 2. 業務の目的

本市の人口は64,787人（令和6年3月末現在）、総面積53.19km<sup>2</sup>で、総面積の1割ほどの南部地域（市街化区域）に人口の9割が集中し、北部地域は居住人口が少なく高齢化率が高いなど、地域の特性があります。また、近年は社会増による人口増加や、半導体関連企業の立地の影響による交通渋滞が深刻化しており、公共交通に求められるものが大きくなっている状況です。

合志市では、令和2年10月にコミュニティ交通の再編を行い、レターバス3路線及び乗合タクシー5路線で乗り継ぎ型のコミュニティ交通を運行していますが、再編前よりも再編後の運行委託料は上がり利用者は減少するなど、交通不便地域への対応や、運行効率性が高い持続可能な公共交通網の構築が課題となっており、令和6年3月に策定した「合志市地域公共交通計画」では、レターバス・乗合タクシー運行範囲の見直し、レターバス運行ルートの見直し、乗合タクシー運行体系の見直しを図ることを施策で示しました。

本業務では、レターバスの役割と乗合タクシーの役割を整理し、限られた財源のなかで利便性が高く運行効率がよい公共交通網の構築を目指すため、調査を実施し、「合志市地域公共交通利便増進計画」の策定支援を行なうものです。

## 3. 委託期間

契約日から令和7年3月28日まで

## 4. 業務内容

### ①コミュニティ交通運行体系の再構築

再構築を検討するにあたっては、合志市地域公共交通計画に基づき、まちづくりの方向性、公共交通の地域の特性や課題を考慮し、利便性の高い持続可能な公共交通の構築を図るために必要な路線の再編、運賃の設定（定期券の検討も含む）、運行回数、運行時刻の設定、実施エリアや路線を示しながら具体的な実施事業について検討を行なうものとする。検討にあたっては既存資料・データ等を活用するほか、必要に応じて実態調査を行ない、公共交通の効果による交通渋滞緩和等も分析しながら再構築するとし、導入スキームについても発注者と密に連携（令和7年度予算要求時期までに必要な項目の洗い出し・補助金の活用等）し、作成すること。

#### （1）レターバス、乗合タクシー運行範囲の見直し

レターバス、乗合タクシー運行範囲について検討する。

#### （2）レターバス運行ルートの見直し

レターバスについて運行体系（路線・系統・バス停・ダイヤ案）等を検討する。

検討にあたっては、再編に伴う効果、影響の分析をすること。また、路線別・区間別の収支予測に併せて運賃体系の検討をする。

### ③ 乗合タクシー運行体系の見直し

・乗合タクシーについて運行体系（区域運行型・定時定路線型、発着地、ダイヤ案）等を検討する。再編に伴う効果・影響の分析をする際には、車両サイズ、配車システムなどについても調査し、運行型別の収支予測に併せて料金体系等の検討をする。

・令和7年度中の実証実験を視野に入れた計画の策定、導入における具体的な助言・支援を行なう。

## ②協議会（作業部会含む）運営支援

- ・協議会（3回程度）、作業部会（3回程度）の開催に必要な資料の作成をする。
- ・協議会等に出席し、必要に応じて助言提案等をする。
- ・議事録の作成をする。

## ③市民意見の聴取（5回）

- ・市民と協働して公共交通網の構築を行うため、座談会（5カ所・各1回）を開催する。  
市民へコミュニティ交通の利用状況・収支状況を説明し、公共交通網の再構築にむけた調査結果を報告し、サービスの在り方や、サービス水準の確保のために必要な利用者負担について意見交換するための資料を作成する。座談会の開催方法について工夫し、有意義な座談会となるよう事務局と協議し助言提案する。
- ・議事録（要旨）の作成をする。

## ④関係機関協議の実施支援

- ・合志市地域公共交通利便増進計画策定にあたっては交通事業者（バス事業者、タクシー事業者）と緊密に連携する必要があることから、業務の進捗に応じた交通事業者との協議・調整が必要となる。このため、円滑な協議・調整が図れるよう協議目的に応じた資料（委託料の調査を含む）を作成し、協議に参画し助言提案をする。
- ・合志市地域公共交通利便増進計画作成に関わる運輸支局との協議資料や、必要に応じて関係機関との協議資料を作成する。

## ⑤合志市地域公共交通利便増進計画（案）の策定

合志市地域公共交通協議会が策定する合志市地域公共交通利便増進計画の取りまとめを行なう。合志市利便増進計画の作成に伴い、合志市地域交通計画を変更する必要が生じた場合は、当該計画の変更に必要な資料を作成するものとする。

## ⑥打ち合わせ協議

協議会、作業部会、市民座談会の開催前後に適宜打ち合わせを行なう。(6回程度) また、都度業務打ち合わせ記録簿を作成し、相互に確認する。

## 5. 成果品

### (1) 業務報告書 (簡易製本2冊・電子媒体 ※修正可能なデータとし、原則 Word または Excel)

- ・ 調査分析結果
- ・ 協議会・作業部会の会議資料、記録、業務打ち合わせ記録、
- ・ 市民座談会の会議資料、記録、業務打ち合わせ記録

### (2) 地域公共交通利便増進計画書

- ・ 電子媒体 1 式

## 6. その他

- ①諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行すること。
- ②本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用せず、契約終了後も機密として保持し、第三者に開示または漏洩しないよう必要な措置を講じること。
- ③契約後直ちに、合志市地域公共交通協議会の事務局員とスケジュールを協議すること。
- ④この仕様書による成果品の著作権は、合志市地域公共交通協議会に帰属するものとする。